

○國務大臣(田中耕太郎君)

霜山君に御答へ申し上げます、教育と國體の問題との關係、竝に教育の立場から、憲法改正案の國體論に付ての愚見を御質問に相成りました譯であります、從來、此の國體と云ふ言葉が、齋藤國務相から御説明がありましたやうに、色々多岐に用ひられて居りまして、或は倫理的に、詰り教育勅語の國體の精華と云ふ意味の國體は、是は全く憲法なり、公法上の問題と違つて居ります、さう云ふ意味とか、或は社會學上、或は民族精神とか云ふやうな、さう云ふ意味にも用ひられて居ります、極めて此の用語の持つて居る内容が多岐に互つて居るのであります、其の言葉の正確さが色々神憑りの國體論を作り上げまして、獨善的、拜他的な又、只今も話に出ましたやうな、國體明徴運動に依つて、憲法なり、公法上の學問的の議論迄迫害すると云ふやうなことになりました次第であります、今後はさう云ふ言葉が用ひられます場合に於ても、非常に概念ははつきりさせなければならぬと云ふ風に考へて居ります、是はまあ、學者の方の主として御やりになることではあります、政府としましては、例へば國體と云ふ觀念は斯う云ふものとか、政體と國體との區別は斯うだと云ふやうな、憲法とか、公法の理論迄立入つて、細かい事柄迄閣僚が皆統一した理論を持つて居つて、一絲亂れず、同じ説でやらなければならないと云ふやうなことに付て、實は私は率直に申しますと、疑を持つて居るのであります、詰り斯う云ふ政府が公法なり、政治なりに付て、「オーセンチック・インタープレテイション」を下し、學説をでつち上ぐべきではないではないか、從來、さう云ふやうな氣持で以て政府に對し、或は文部省に對し、民間が、社會が對して居つたと云ふことに抑抑の誤があるのぢやないかと云ふやうに考へて居ります、従つて文部省と致しましても、今後教育面に、或は國體と言ふ者もあれば、或は言はぬ者もある、或は法律上の概念として取扱はうとする者もあるし、しない者もある、さう云ふ點は全く自由に任せて置いて宜いのではないか、處で、それは概念とか理論の問題ではありますが、實質的の問題になつて來ますと、それは例へば文部省に於ける公民教育の問題と致しまして、天皇の權限が憲法上著しく減少されて居るとか、或は主權の所在の問題は、さう云ふことに付て、或は革命とも謂ふべき所の重大なる變更が、改正憲法の草案に於て宣明せられて居る譯でありますから、此の事實は、忌憚なく明瞭にしなければならぬ、それが民主主義的教育の徹底の意味に於て極めて必要であると論じて居ります、併しながら是は本會議の席でも簡單ながら御答辯致しました譯であります、天皇の詰り御權限の範圍が、或は廣い、或は狭いと云ふやうなことになり、或は主權の所在と云ふ問題、或は天皇の御地位の法律上の構成、理論構成と云ふやうなものは、是は教育の面に於きまして、影響を持つべきものぢやないと思ひます、又持たないで濟む問題ではないかと考へます、天皇制と云ふ意味に於きまして、詰り國民が天皇を國民の象徴なり或は國民統合の象徴として戴くと云ふ意味に於て、其の

こと自體を天皇制と云ふならば又さう云ふことが決して我々の常識には反しないのではないかと云ふ風に考へます、政治的には餘程内容は變つて居りましても、社會學的、倫理的の意味に於て一般被教育者を納得せしめる意味に於て、決してこぢ附けではない、偽善的ではない、さう云ふ意味に於きまして天皇制は矢張り維持されて居るのだ、従つて天皇制を國體と假に解釋する者があると致しますならば、矢張りさう云ふ意味に於ては國體は維持されて居るのだと立派に言はれるのだと思ひます、而も憲法の改正案の第一條が示して居りますやうな意味に於ての性格を天皇が御持ちになると云ふならば、天皇が日本の秩序を維持の爲に缺くべからざるもので、是が大統領であるとか、或は外の制度であつた場合に於ては、日本の國內の秩序が保たれない、其の位大切なものである、天皇制は秩序其のものは象徴と云つても宜いと言ひ得るものとするならば、又言ひ得るものと我々は確信致して居ります、さう云ふ意味に於きまして、決して、或は歴史的の事實も色々御説明に相成りましたが、さう云ふ意味に於きまして國體の變更はないと云ふ風に言つても差支ないと云ふ風に考へますのであります、要しまするに、教育の面に於きましては、公民教育の方面に於ける天皇の御權限なり、又御地位の法律上の構成と云ふやうな問題、其のものと關係なく倫理的なり、或は社會心理學的、社會學的、其の意味に於きまして、日本の國の特色と云ふ意味に於ける國體は變りはないと云ふ風に言ひ得るのではないかと考へて居る次第であります

90 - 貴 - 帝国憲法改正案… - 4 号(回) 昭和 21 年 09 月 04 日

○國務大臣(田中耕太郎君)

私が天皇の御地位は教育上變更はないと云ふ風に申した、それは一體どう云ふ内容を以て申しましたか、具體的に伺はなければ分りませぬが、御指摘になりました數點に付て御了解を申上げて置きます、公民教育に付きましては、天皇の御權限が大幅に縮小されました結果、大變變つて來ると思ひますので、さう云ふ意味に於て、天皇の憲法上の御地位の變更が影響ないと云ふことは申したことはないと思ひます、併しながら若し教育上變更がないと云ふ風に御聽取になつたとすれば、詰り天皇を我々は戴いて居る、詰りさう云ふ意味に於きまして、日本は大統領を戴いて居るのではない、さう云ふ意味に於ける共和政治ではない、矢張り天皇政治を我々は維持し、其の下に國の秩序が維持されて居ると云ふ意味に於て、一番大切な國民の思想問題の點は、無論從來と變りはないと云ふ風に考へる意味に於て、天皇の地位が教育上變更ないと、斯う云ふ意味、私はさう云ふ考を持つて居る譯であります、それから教育勅語の内

容に付きましては、色々それは、今日と致しますならば、今朝も申しましたやうに附加すべき所もあり、又表現其の他も變更すべき所もあるであります、併し全體から見まして、古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる原理が盛られて居ると云ふことは、何人も否定出来ないことであると思ふのであります、一旦緩急云々に付ても色々解釋も立ち得るのであります、必ずしも軍國主義時代に於てのみ出来る原理ではないと云ふことが言へると思ふのであります、新憲法が實施される暁に於て、教育勅語の新しいものが更に出され得るかと思ふ問題でございますが、此の點に付きまして、私は實は新しい教育勅語を奏請した方が宜しいと思ふ風に申した譯ではありませぬ、又それは絶対にいけないと言つた覚えもございませぬ、是は今後教育刷新委員會も發足せむと致して居りますし、又米國使節團が見えた際に、其の研究の結果残されて行かれた「レポート」にも、此の教育勅語の問題に觸れて居りますし、又受人體制として出来ました日本側の委員會の報告書にも、其の問題に付ての非常に立派な意見を述べられて居るやうな譯であります、斯う云ふ點も考慮致しまして、十分考へなければならぬと云ふ風に思ひます、今日は結論を申上げることは出来ないやうな状態でございます、憲法上果してさう云ふことは可能であるかどうかと思ふことに付きましては、研究させて戴きたいと思ふのであります、是は詰り不可能ぢやないぢやないかと云ふ風に存じて居る譯であります、是で終ります

貴 - 帝国憲法改正案… - 8 号(回) 昭和 21 年 09 月 09 日

○國務大臣(田中耕太郎君)

教育勅語の問題に付きましては、是は極めて「デリケート」な性質を持つて居りますから、文部省と致しましても極めて慎重なる態度を執つて居ります次第でございます、從來の教育勅語に對しまする或は政府なり、或は國民の態度一般が必ずしも正しくなかつたと云ふことに付きましては、是は終戦後の文部省と致しましては、それを是正し、殊に元旦の御詔書の精神に則りまして、詰り天皇を神のやうに考へると云ふ考へ、従つて教育勅語を神の言葉として見ると云ふやうな態度も、是、是正しなければならないと云ふことは極力努力して居る次第でございます、内容的方面になりまして、勿論此の内容の一部が從來、終戦前のことでございますが、文部省に於きまして曲げられて解釋せられ、極端な國家主義的色彩を帯びさせられて居つたと云ふことは、是は事實でございますが、併しながら虚心坦懐に見ますと、古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる人倫の大本が盛られて居る譯でございますから、特に文部省と致しまして、假に教育勅語が是はどうも新時代の要求に即さないものであるから、新しい勅語に依

つて其の中を變へられるだらうと云ふやうなことを明かに國民に示しますと、兎角極端から極端に行き易い國民のことでありますから、今迄の日本の培はれて居りました所の、さうして又世界人類の普遍的な道德確信にも一致するもの迄間違つて居るのだと云ふ感じを抱かせる危険が甚だ多いのであります、さう云ふ意味に於きまして極めて慎重に取扱つて居るのでありまして例へば教育勅語の冒頭の文句であるとか、或は能く論議の対象になります所の義勇公に奉じとか云ふやうな、ああ云ふ箇所も豫めあの儘で置いて置きましても、健全なる常識を以て見ますならば、詰り極端な國家主義的の眼を以て讀まないならば、別に誤解を生ずる譯はないと思ふのでございます、従つてさう云ふ意味に於きまして、文部省と致しましては、新たなる教育勅語を奏請すると云ふやうな意思を今日持つて居る譯ではありませぬのでございます、唯併し之に付きましては、色々各方面の意見もございまして、それから米國教育使節團と御協力する爲に設けられました所の日本側の委員會の報告書、是は大變立派なものでございまして、それにも此の問題に付て觸れて居りまして、或は提案がなされて居りますが、さう云ふ點も今後更に研究致しまして、又此の教育刷新委員會にも諮りまして善處致したいと思ひます、唯取扱の問題、具體的には各地方に於きまして教育勅語が丁度御眞影の場合と同じやうに、どう云ふ風に取扱はれて宜いかと云ふやうなことに付て、色々疑義を持つて居る向もございまして、今迄は其の場合々に應じて適當に指示をして參つて居つたのでございまして、之に付きましては、或は非常に迷つて居る向が多いと致しますならば、先程申上げましたやうな元旦の御詔書の精神に従ひまして、取扱等も一屬詰り民主主義の精神に適つたやうな風に致さなければならぬと云ふ風に存じて居る次第であります

○國務大臣(田中耕太郎君)

松平男爵に御答へ申上げます、改正憲法が實施せられまする曉に於て教育勅語が果して出せるものであるかどうかと云ふ問題でございまして、此の點に付きましては、尚研究を要することと思ひますが、併し只今考へて居ります所を申上げますと、從來のものと性格が變つて來るのではないか、詰り天皇が、勿論日本國の象徴たる地位に於きまして、憲法上の權限を行使されると云ふ意味ではなくして、天皇御一個人として、丁度我々が家庭に於きまして、親が子に對して教へを垂れると云ふやうな意味合を持つて參ると思ひます、さう云ふ意味であつても併し我が國に於ける所の天皇の御地位からして、さう云ふ憲法との關係如何を問はず、非常な大きな影響力を持つのではないかと思ひます、處で其の影響力が民主的でないではないかと云ふやうな御質問であるやうに思ひますが、それを民主的なものとするや否やは、國民の側の教養識見如何に依るのでありまして、天皇陛下の御責任ではないのであります、ですから其の態度を明瞭にする、詰り今迄の神憑りの態度で以て教育勅語に對すると云ふのではなくして、眞理に叶つて居るからして従ふのだ、唯權力を背景に持つたものであると云

ふ譯ではない、事それ自身が正しいものであるから、又陛下の御言葉は眞理に従つて居られるのだと云ふ意味に於て、國民が以て道德生活の基準とすると云ふことにならなければならぬのぢやないかと存ずる次第であります、併しながら斯く申すことに依りまして、新しい教育勅語が出るのだと云ふことを申上げた譯ではございませぬ

90 - 衆 - 本会議 - 7 号(回) 昭和 21 年 06 月 27 日

○國務大臣(田中耕太郎君)

森戸君の三つの點に付きましての御質問に御答へ致します、第一は教育勅語の問題でございます、教育勅語が今後の倫理教育の根本原理として維持せられなければならないかどうかと云ふことに付きましては、結論を申し上げますと、之を廢止する必要を認めないばかりでなく、却て其の精神を理解し昂揚する必要があると存ずるのであります、教育勅語は勿論人間であらせられます天皇陛下の御言葉でありまして、隨て完全無缺なものとは言へないであります、又其の表現等も、今の時代から考へて見まするとぴつたりしないものもありますでせう、又それは過去に於て國粹主義者の側から濫用せられた事實があることも確かでございます、併し其の徳目の内容の一々を偏見なく検討致しますと、只今森戸君も仰せられましたやうに良いものでありまして、古今東西に通ずる道德律、人倫の大本でありまして、特に軍國主義的又極端な國家主義的要素は見受けられないのであります、今後の教育方針と致しましては、教育勅語を蔽うて居りました所の神祕的な「ヴェール」を取除きまして、教育勅語を、修身教育、公民教育のたつた一つではないが、詰り古今東西の宗教や倫理道德の體系と並びまして、更に將來の我が國民の爲には、特に重要で且つ親しみのある教訓の一つと致しまして取扱はるべきものであると存じます、詰り教育勅語を完全無缺なものと前提を致しまして、之を國民道德の方針全部が由來する淵源と考へませぬで、道德の原理を廣く古今東西に求めなければならないと思ひますが、民主主義の時代になつたからと云つて、教育勅語が意義を失つたとか、或は廢止せらるべきものだと云ふやうな見解は、政府の採らざる所であります(拍手)

次に教權の確立の規定を憲法の中に設けたらどうかと云ふ御意見でございます、教權の確立が如何に重要であるかと云ふことは、申すまでもないことでございますが、之を憲法の規定に採入れますのに付きましては、其の内容が複雑でございます、まだ一定の型が出来て居るとは申されないのであります、司法權の場合のやうに之を憲法中に規定した例が外國の立法例中に見當りませぬ爲に、立法技術の點から申しまして、網羅的に規定致しますことは相當困難なものと存じます、隨て此の際は憲法の中

に之に關する規定を置きませぬで、教育に關する根本法を制定致します際に、十分な調査研究を俟つて、其の中に採入りたいと存じて居る次第であります

第三點と致しまして、教育に關する根本法を法律で規定したらどうであるかと云ふ御質問でございます、今後に於きまして、教育が國家社會の一層重要な關心事と認められて參りましたのに付きまして、教育に關する法令が議會の協贊を経て制定せられなければならないと云ふことは政府の承認致す所であります、全く御説の通りであります、政府と致しましては、教育の重要性に鑑みまして、少くとも學校教育の根本だけでも議會の協贊を経るのが民主的態度と考へまして、目下其の立案の準備に着手して居る次第であります、御期待に副ふことが出来るのではないかと存じて居る次第であります、之を以て私の答辨と致します(拍手)

90 - 衆 - 予算委員会 - 12 号(回) 昭和 21 年 08 月 07 日

○田中國務大臣

教育勅語に關しまして、文部當局と致しまして執つて居ります方針は、從來教育勅語の或る方面を、詰り國家主義的の方面を特に強調し、健全なる國家思想を逸脱致しまして、極端な國家主義になつてしまつたと云ふやうなことがありますので、隨て只今御話がありましたやうに教育勅語が批判的になると云ふこともありました、併しながら教育勅語自體として考へて見ますと、決して極端な國家主義的の思想を含んで居るものではありませぬ、健全なる國家思想の範圍を逸脱しないものであります、又掲げられて居ります所の徳目も、之を古今に通じて謬らず中外に施して悖らず、と言はれて居りますやうな、凡そ人間として行はなければならない人倫の大本が示されて居りますので、隨て忠孝と云ふやうな思想に付きましても同様でございます、西洋に於てもやはり主人を敬はなければならない、又元首に對しては敬意を拂はなければならない、或は祖國に對しては身命を賭しても盡さなければならない、と云ふ思想が強調されて居ります、又孝道に付きましても、家族制度は西洋と日本と全く同じではありませぬが、併し親子の間の關係と云ふものは、是は普遍人類的のものと考へますので、さう云ふ親子の關係が、日本に於ては又特殊の形を取る、斯う云ふやうな風になつて居りますので、從來の所謂孝道は、斯う云ふ新しい時代になつたからと云つて決して誤りではない、益益本當の忠孝の道を發揮しなければならないと云ふ方針で以て、教育に關して指導して參りたいと云ふ風に存じて居る次第であります

90 - 衆 - 予算委員会 - 14 号(回) 昭和 21 年 08 月 09 日

○小澤(國)委員

只今の御言葉を伺ひまして、納得したのでありますが、大臣は新しい教育勅語と云ふものを御考へになつておいででないでございませうか、是は或は同僚の議員から御質問があつて、だぶるかも知れませぬけれども、と申しますのは、新しい憲法も生れる、憲法の改正と言ひますけれども、私は全く新しい憲法だと云ふ風に考へて居ります、隨て又再建日本と言ひますけれども、本當に新たなる國家が生れて來るのだと云ふ風に私は實は考へて居るのであります、既に憲法が新しくなり、古きものが漸次新しき流れに沿つて改造されつつある現状に於きまして、無論從來の教育勅語の御趣旨、萬古炳として照らす其の精神は、能く分つて居りますけれども、やはり此の時代に即應致しまして、もつと民主的と申しますか、教育勅語を新しい流れに即應したやうな教へに變へて戴くと云ふことが、私は極めて緊要なことではなからうかと考へますので、此の點に付きまして御尋ね申上げる次第であります

○田中國務大臣

新しい教育勅語が渙發されることを御希望に相成る御氣持は能く分ります、併しながら此の問題に付きましては、從來の教育勅語が廢止せられたかのやうな感を抱かせると云ふことになりますと、是は甚だ重大な問題になります、元旦の詔勅、是は或る意味に於ては今日の世界なり、或は國內の情勢に適應致します明治二十三年の教育勅語の發展だと考へます、隨てさう云ふ同じ精神の發展が今後陛下の思召に依りましてあり得ないことではないと存じます、でありますからさう云ふ意味合に於きまして考へる餘地は十分あることと存じて居ります、併し今の所奏請すると云ふやうな確定的意思を持つて居る譯ではありませぬ

90-衆-予算委員第二分…-1 号(回) 昭和 21 年 08 月 12 日

○苦米地(英)委員

私も文部大臣と御同様の念願を持つて居ります、其の點では多くの國民がさう云ふ風に思つて居るだらうと思ひますけれども、同時に私は此の教育に於て——初めに戻りますが、國家の特質、之を何に求めて國家の統合をどう云ふ風にして行くかと云ふこ

とを十分に研究して教育政策が定められなければ、漸次統合體が崩れて、民主化と云ふ觀念の下に概念的な「コスモポリタン」の國に移つて行きはしないかと云ふことを惧れる者であります、大臣は教育勅語はあれで宜しいと云ふことを屢屢仰せられて居りますが、私の見た所を以て致しますならば、教育勅語の心理上に及ぼす力は非常に弱まつて居るのではなからうか、教化力が従來通りであり得ないのではないか、曾て明治天皇崩御の際に、明治天皇の崩御と共に此の教育勅語の迫力と云ふものが弱つたと云ふやうな感じを持つた國民が少からずあつたのであります、然るに近年に至りまして、此の教育勅語の御趣意が徹底すると共に、或る一部分に餘りに重きを置き過ぎて、其の結果が甚だまづかつた反動として、今では却て此の御教へが國民に徹底しないばかりでなく、今後に於ては學徒の間にも之を批判する者すら出て來はしないかと云ふことを惧れるのであります、是は言論の自由が許されて居る今日、學徒が如何なる批判をしても止めることが出來ないと致しますならば、此の教育勅語の教化力と云ふものが益々弱つて行くことと、我々は考へなければならぬのであります、それで今後の教育の目標となるべき何物かがなければならぬ、即ち國家の特質を現はし、國民を統合する力を持つものがなければならぬと私は感ずるのであります、此の點に付て文部大臣は従來通りで宜しいと云ふ御考へでございませうか、之を御伺ひしたいのでございます

○田中國務大臣

教育勅語の内容は其の一部分は或は極端な國粹主義者に依つて歪曲せられて解釋せられたこともございます、併しながら其の内容は實に立派なものでありまして、古今東西を通ずる人倫の大本が掲げられて居ります、「之を古今に通じて謬らす之を中外に施して悖らす」と言はれて居るのは當然なことであります、唯併しながら教育勅語に對する國民の態度自身は、是は改められなければならぬのぢやないかと思ひます、と申しますのは、従來批判を許さず、神様の言葉に對するやうな態度で以て臨んで參つたのであります、其の態度は是は是正せられなければならぬ、今後の行き方としましては、教育勅語も古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる原理の現はれでありますから、それを十分理解する爲には、古今東西の古典的の價値のある倫理的、哲學的の體系と云ふやうなものも十分採用され、そして現代に適應するやうな風に補はれ解釋されなければならぬのぢやないか、さう云ふ意味に於きまして、我々は教育勅語を、一家に譬へますならば、親しみのある敬愛する兩親の訓へとして我々は尊重するのであります、此の兩親は神様ではない、隨てあれが完全無缺なものではない、まだ觸れられなければならぬ點も色々ありませうし、もつと深めなければならぬ點も色々ありませう、さう云ふ點は我々は公平に廣く世界に眼を放つて、教育の大原則を確立しなければならぬ、併し其の中では従來傳統的に申しまして、教育勅語が日本國民の爲に重きをなすことは是は當然であります

90-衆-自作農創設特別…-7号(回) 昭和21年09月20日

○大澤委員

幸ひ關聯事項がありまして、内務大臣と文部大臣が居られるやうですから、先づ其の方から先にやります、文部大臣御忙しいやうですから、此の間の學制問題の續きではないですが、別な問題で一寸御伺ひしたいと思ひます、御承知のやうに、今度の農地改革法案は、農村から、如何にして今までの農村を支配して居つた所の封建的な地主の勢力を一掃して、明るい民主主義的な日本を作るかと云ふ所に、大きな眼目がある譯であります、さう云ふ點から考へますと、從來日本の文部省が執つて來た色々な教育政策、殊に封建的な意味では、その集中的な一種の表現ではないかと思はれますが、憲法の審議會あたりでも問題になつたやうでありますけれども、例の教育勅語です、それから長い間我々が強制的に歌はされました所の「君が代」です、ああ云ふやうなものに對して一體文部大臣は、農村の封建的な舊いものを一掃すると云ふ角度から見て、果して從來のやうな方針で以てあれを歌はしたり、讀ましたりすることが正鵠を得て居るかどうかと云ふことです、例へば「君が代」あたりは、強制的にやつて居ないやうですが、まだ隨分農村では、農村の民主主義と云ふものが徹底して居ない爲に歌つて居る所が多い、言ふまでもなく、「君が代」の文句は、「君が代は千代に八千代にさざれ石の」と云ふやうなものであつて、過去の日本としては、所謂天皇中心の憲法の精神から行つたらそれで宜かつたかも知れないけれども、今日の新憲法の精神から言ふと、明かに「君が代」ではなくて、主權は國民の中に在る、天皇は國民の中の一人だ、さう云ふやうな意味に於きましては、さう云ふ舊い封建的な色彩の濃い所の「君が代」は、國歌として廢めさせて、農村の子弟が喜んで明るい氣持で歌はれるやうな國歌が制定さるべきではないかと考へて居る、文部大臣は何處までも此の「君が代」と云ふものを存置して歌はせる方針であるかと云ふことを聽きたい

もう一つは教育勅語ですが、教育勅語は文部大臣から言ふと、中々良い所もあると云ふやうなことで、あれを相當固持して居るやうに聞いて居りますけれども、あの教育勅語の中にも、「爾臣民」だとか何とか云ふやうなことが澤山ある、今日の新憲法から言ふと、我々國民を捉まへて爾だとか臣民だとか云ふやうな言葉で表現することも、是は封建的で民主的ではないと思ふのです、斯う云ふ點を文部大臣はどう云ふ風に取り扱つて行かれる積りか、其の點を一寸御伺ひしたいと思ひます

○田中國務大臣

教育勅語から先に御答へ申し上げます、之に付きましては、教育勅語に對する從來の態度を全く變へなければならずと云ふことを、色々な機會に於きまして文部省では徹底するやうに努力致して居ります、詰り神様の言葉である、隨て我々は全くそれに対して無批判的に盲從しなければならぬ、鵜呑みにしなければならぬと云ふ態度が間違つて居る、又教育勅語のみが教育の淵源であると考へて來たこと、それが間違ひであると云ふ風なことを強調して參つて居るのであります、併し又更に大いに此の考へは徹底させなければならぬと存じますから新たなる方針を分るやうに示したいと云ふ風に今考慮中でございます、是は關係方面とも相談して早急に實行したいと思つて居ります

尚ほ「君が代」の問題でございますが、是はまだ研究はそこまで行つて居りませぬけれども、それに付きましては、教育勅語に關する程、早急に今直ぐ御説明のやうに「君が代」を廢止してしまふと云ふやうな態度を執る意圖は只今の所ございませぬ

○大澤委員

さうすると、「君が代」の國歌の問題は近く何とか考へると云ふやうな状態にあると云ふ意味ですか、今の所全然「君が代」は考へて居らぬ、國歌の問題は考へて居らぬと云ふ意味ですか

90-衆-帝国憲法改正案…-13号(回) 昭和21年07月15日

○田中國務大臣

只今御指摘になりました所の終戦後時に目立つて居ります所の道義の頽廢、それから學校教育が虚脱状態に陥つて居るやうな風に思はれる、之に付ては教育の淵源をはつきり掴んで置く必要があるのではないかと、詰り教育、殊に道義教育の意味と承りましたが、其の淵源はどこにあるかと云ふ問題でございます、是は既に從來色々問題になりましたやうに、從來は教育勅語と云ふものが教育の淵源になつて居りました譯でございます、此の教育勅語に付ては、歴史上色々論議もございましたのであります、極く簡単に申し上げますと、此の教育の淵源の問題を御答へすることになるのではないかと思ひます、此の勅語は終戦後、詰り一月元旦の御詔書に依つて廢止せられたのではないかと云ふやうな疑問を起す向もございまして、文部省と致しましては勅語は勿論明治二十三年の當時の事情を考慮し、或は形式なり、或は表現の仕方に於て、其の當時の色彩が着いては居りますけれどもあそこに盛られて居ります所の根本原理は、詰り人倫の大本、天地の公道と申しても差支へないやうなものと考へます、是はやはり

今日も其の内容の見地から考へて見まして、權威を持つて居ると思ふのであります、併しながら天皇陛下がああ云ふやうに御明示になつたから、教育勅語を教育の淵源と拜すると云ふのではなくして、内容其のものが正しいから、隨て我々は教育勅語に付ても今日までやはり之を廢止すると云ふやうな態度に出ず、依然として其の道義的の權威を尊重すると云ふ建前で參つて居ります、併しながら從來の誤りは、教育勅語を單に形式的に誦讀して表面だけ遵奉したやうな顔をして居ると云ふ所に、誤りがあつたのであります、其の態度は改めなければならない、本當に肚の底から教育勅語に示されて居るやうな道義を實踐すると云ふ所に重きを置かなければならない、之に付きましては從來兎角等閑視されて居りました所の宗教的情操を涵養し、信教の自由の許して居ります所の範圍内に於て凡ゆる宗教に對して總動員をし、詰り日本の教育の振興に協力して貰ふと云ふやうな態度に出づべきではないか、それから又宗教のみならず東西兩洋に亙る所の立派な古典が、世界人類の遺産として今日まで我々に傳へられて居る、教育の淵源は豈に教育勅語のみならんや、或は「バイブル」あり、或は論語、孟子あり、或は佛教の聖典あり、或は日本にも立派な古典が澤山あるのであります、さう云ふもの全部を詰り教育の淵源として今後道德、道義的の教育に利用しなければならぬ、單に教育勅語のみを金科玉條としてやつて來たと云ふ所に、我々は此の態度に誤りがあつたのではないかと思ふ、でありますから教育勅語を十分理解する爲には、或は「バイブル」なり、或は佛教の聖典なり、或は儒教の聖典、日本の古典も十分利用する非常な廣い國際的の眼光を以て、歴史的の眼光を以て、さう云ふ人類の道義の根本を理解するのに役に立つやうな材料を、總て利用しなければならぬと云ふ風に考へるのでございます、御答へになつて居るかどうか存じませぬが、尚ほ御質問がございましたら御答へ申し上げます

○加藤(一)委員

今の御言葉で、教育勅語のみを以て國民教育、國民道義の昂揚を圖つて來たのが間違ひで、廣く世界に知識を求めなければならぬ、斯う云う御話に私は了承致しましたが、左様でございますれば速かに現状に於きまして、國民學校等に對しまして文部省は適當なる御措置を執つて戴きたいと存じます、更に次に御尋ね致しますのは、國體の精華と云ふ點に付きまして、簡單で宜うございますから御答辨を戴きます

○田中國務大臣

御答へ申し上げます、國體と云ふことが從來非常に誤つて強調せられて參りまして、或は國體明徴運動とか、或は日本精神、或は東洋精神の強調と云ふやうな風で、兎角誤り傳へられ、誤つて用ひられて來たと云ふことは、是は極めて遺憾に存ずる次第であります、でありますから、國體と云ふ言葉を使ふのにも、餘程用心しなければならぬやうな状態であります、併しながら善い意味の民族性、日本の歴史及び日本の社

會の特異性と云ふやうなものは之を十分認識しなければならぬのであります、本來民主主義の根本原理、或は政治にしる、或は教育にしる、そこに現はれて居ります所の民主主義的の根本原理は、是は憲法の前文にも現はれて居りますやうに、普遍人類的のものだと考へて居ります、併しながら此の民主主義的の根本原理、是が適用せられるに當りましては、日本の歴史、日本の社會構成、日本の文化的水準、或は民族性と云ふやうなものを十分考慮致しまして、其の普遍人類的、普遍妥當的なる民主主義的の原理がここに適用せられる譯であります、さう云ふ意味に於きまして、此の日本の特異性を全部國體と云ふ言葉を以て表はしますとすれば、是はやはり大いに尊重しなければならないものであると云ふことに歸着すると存する次第でございます、さう云ふ意味に於きまして、從來の誤つた意味の國體觀ではなくして、今度は新しい意味の、一層科學的な、一層歴史的な、一層社會學的な意味の國體の研究も必要ではないかと云ふ風に存じて居る次第でございます

○加藤(一)委員

今の御言葉で、教育の淵源に付きましても、國體の精華に付きましても、從來、誤つた誤つたと云ふ御言葉を伺つて居ります、さう致しますと、我々が受けましたものは、全部誤つた教育を受けたことになりまして、少し言葉がどうかと思ひます、私は斯様に考へて居ります、八月十五日以前の教育に於きましては、教育勅語にあります全文が全く日本の國體の精華であつた、同時に教育の淵源もそこにあつたと確信を致します、此の確信に、文相、間違ひございますか、間違ひございませぬか

○田中國務大臣

我々と致しましては、教育勅語に示されて居ります國體の精華、又其の國體が教育の淵源になつて居つたと云ふことに、決して誤りはないと存じますそれは詰り勅語の後にも示されて居りますやうに、斯の道は皇祖皇宗の遺訓であり、又之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らずと云ふ風に言はれて居ります詰り普遍的原理と、日本固有の善い意味の美風、淳風美俗と申しますか、さう云ふものと一體を成した意味の道義觀が、是が國體の精華でもあると云ふ風に考へて居ります、只今御話のやうに、眞理と云ふものは八月十五日を境として其の前のものが今誤りになり、其の前に誤つて居つたものが、今度は眞理になると云ふやうなものでは、決してないと云う風に信じて居ります、でありますから是は教育勅語の拜し方の問題になりまして、従つて、從來、本來正しかるべき筈の教育勅語が、或は右翼的な方面、或は文武官僚等に依りまして曲解せられて居つたと云ふ風に考へます

○左藤委員

二十四條の場合にも御尋ねしたいと思つて居るのでありますが、將來の文部省は只今文部大臣の仰しやつたやうな、出来るだけさう云ふことには觸れないで助長すると云ふ消極的な立場でなく、悪く言へば觸らぬ神に崇りなしと云ふやうな態度でなく、積極的に、文化日本、道義日本として行くより外に途のない其の指導者として、唯さう云ふ取締の規則を作る意思はないと云ふだけで消極的に終つてしまはしないで、積極的に——或は文部大臣個人としても結構であります、宗教運動の先頭に立つて、日本の國民に眞の宗教的な深いものを蘇へらしめると云ふ此の覺悟がなければならぬと思ふのであります、さう云ふことは別にして置くことと云ふやうな消極的な御意見だけでは私は不満足なのであります、此の憲法は宗教の全部ではないと仰しやつたのであります、其の宗教の全部の姿を文部省は責任を持つて次の代の國民に陶冶する、或は之を本當に涵養する大きな責任があると信ずるのであります、甚だ言葉尻を掴まへるやうであります、昨日教育勅語と云ふものにつて、情勢が變つて來たので之を如何に指導するかと云ふどなたかの質問に對して教育勅語のみでなく、聖書とか論語とか、孟子或は佛教の經典、斯う云ふものを教育に利用する、斯う云ふ御言葉がありました、利用と云ふ言葉が、私は言葉尻を捕へるやうですが、偶偶民主主義の衣の下から封建的官僚主義の鎧がちらつと覗くやうな氣持がするのであります、宗教を國家の用に利用するのではなくして國家も亦眞理の前には敬虔に跪かなければならぬ、世界的宗教の教へる眞理假令如何に教理は違ひましても、そこに貫いて居る本當の自然と云ふか、宇宙と云ふか、神と云ふか其の攝理を敬虔な氣持で遵守し、それを地上に實現して行くことを國家の理想にしくちやいけぬ國家が教育に宗教を利用する、從來さう云ふ氣持が非常に多かつたのでありますから、此の戰爭中軍閥などが教育に宗教を利用して國民を、戰爭に驅り立てたのであります、是は言葉の末でありますけれども、さう云ふ所に現はれる氣持文教の根本方針と云ふものを發揮しなければならぬ、宗教の教へる眞理、佛教の所謂大乘相應の地として國家に實現して行くのだ、此の氣持があつてこそ戰爭を拋棄しても敢て恐れることのない眞理が生れて來るのであります、其の點につて是は本當の言葉尻のやうであります、文部大臣のはつきりした方針を伺ひ、其の精神で宗教を御尊重戴くやうな御答辨を得たいと思ふのであります、如何でありませうか

○田中國務大臣

御答へ申し上げます、文部大臣としてもつと宗教教育につて積極的であれと云ふやうな御意見を戴いた譯であります、一般的に宗教情操を涵養し、又宗教的の教養を國

民に與へると云ふことの必要であることは申すまでもありませぬ、決して情操とか教養とか云ふ言葉だけで盡せないものが宗教にはあるのでありまして極端な場合を申しますと、生命を賭しても自分の信仰を貫かなければならないと云ふ所まで、其の教育が徹底しなければいけないと云ふことを信じて居ります、併しながら具體的にどの宗教——餘り文教當局の方の宗教的の活動が強くなりますと、一般的の立場、詰り公平でなければならぬと云ふ立場を離れまして、或る宗教宗派を特に尊重する、當時の文教當局の信じて居る宗教に國民が引摺られると云ふやうなことがあつては、是は從來の誤りを繰返すことになりますので、是は餘程「デリケート」な問題でございまして、大いに警戒しなければならぬ所と存じます、でありますから、どうしても甚だ生温いと御考へになるかも知れませぬが、文部省の執るべき宗教政策——と言ふと又語弊があるかも知れませぬが、教育の面に於ける宗教政策は、最大公約數と云ふやうな所にあると云ふのも是れ蓋し已むを得ないことぢやないかと思ひます、

次に論語、「バイブル」其の他を利用すると云ふやうなことは私申しましたが、私の甚だ意を盡さない言葉でありまして不満に存じます、さう云ふものを本當の眞理の現はれとして尊重しなければならぬ、教育勅語のみに偏して居つてはいかぬのだと云ふのも、本當に血となり肉となるやうに精神生活の糧として利用する、斯う云ふ意味でございまして、決して普通功利的の意味で軍部が教會だとか或は神道なんかを利用したと云ふさう云ふ意味で申したのではございませぬ、一言釋明致します

90-衆-帝国憲法改正案…-15号(回) 昭和21年07月17日

○及川委員

勿論是は教科書でないから押付けると云ふことは言へませぬが、是が今後の教育の根本方針を示したものである、さう云ふ前提の下に出して、國民は之を讀めば、二院制度は一つは參議院で、是は職能代表が適當である、恐らく全國民が斯う思ひ込むことになりませうが、併しながら反對に片方は内閣が、いや參議院は職域制度を採らないと云ふことになれば、國民はまるで狐につまれたやうな考へ方を、少くとも被教育者は抱くことは當然と思ひますので私は御伺ひしたのでありまするが、斯う云ふ點に於て輕々に是は刻下の大問題であります、參議院の構成を如何にすべきか、さう云ふ時に是が直ちに教育の指針として出て來ると云ふことは大きな問題でありますので御伺ひしたのでありまするが、今の御答へで責任が持てないならば已むを得ませぬ

それではもう一つ御伺ひ致しまするが、此の教育の根本の方針としては如何なる人間を作るべきかと云ふ點に於ては、平和愛好の、文化に熱意を持った、即ち文化を向

上させる國民を作ることである是は尤もでございますが、さう云ふ人間を作るには個人を如何にすべきかと云ふことに付きましては各被教育者の個人に付きましては人間性の尊重である、人間としての人間性の尊重であり、個性の尊重である、此の人間性と人格と個性、此の三つの尊重が根本要請であると是に規定して居ります、勿論是は今後の教育の行くべき道として當然のことであると思ふのでありますが、それと同時に私の御聴きしたいのは、幾回も質問に出たやうであります、今日の教育勅語は——教育の根本方針を示したものとして下付された教育勅語はまだ廢止にはなつて居ない勿論廢止の御意向はない、其の御意見を承りますと、教育方針の主として取扱ひ方が不都合であつたので、過ちがあつたので、其の内容に於ては大して過ちではない、寧ろ是は道德の法則として古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる大本であることに變りはないと思ふ、隨て是のみに依つて教育することはいけないが、他の聖賢の教へ等と同じやうに取入れることは、是は宜しいと云ふやうな御意見に私は承知致しました、さうして教育勅語が教育の淵源であるかどうかと云ふやうな御話でありましたが、是は話のちと誤りでありませうが、教育の淵源は教育勅語ではない、國體の精華が教育の淵源と云ふことになつて居りますがあの教育勅語の示した國體の精華なるものは、君に忠に親に孝に、世々厥の美を濟せるは此れ我か國體の精華でありまして、飽くまでも忠と孝が最高の理念であります御承知の通り忠も孝も縦の道德でありまして、多分に封建性を含んで居る、今何故に日本國民が人間性が抑壓せられ、個性が尊重せられず、又人格が蔑視せられたかと言ふと、是は多分に日本の國家性と社會組織に封建性が濃厚であつた、之にもさう書いてあります、其の通りであります、其の教育の最も障碍になるべき封建性を拂拭せねばならない只今に於きまして其の封建性の最も濃厚なる道德を中心として組立てた日本の國民道德、之を尚ほ他の聖賢の教へと同様に尊重しなければならない——殊に同様に尊重なら宜いのでありますが、田中大臣は此の教育勅語を捧讀すると云ふことに對して、全國の學校に對して何等かの御指示をなさいましたでせうか、私が知る所では、田舎の方の國民學校等では式がある時は尚ほ此の教育勅語を捧讀して居るやうであります、論語を捧讀したり、「バイブル」を捧讀したりしたのは聞きませぬが、教育勅語だけは昔通りまだ捧讀されて居ります、さうすると單に他の聖賢の教へと同様に取扱つても宜しいと云ふ御意見でも、今までの因習惰性の然らしむる所、尚ほ教育勅語を至高のものとして捧讀致して居りますが、此點に付きまして田中大臣の御意見を承りたいと思ひます

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○芦田委員長

田中大臣が濟んだ後で發言して下さい

○田中國務大臣

教育勅語を今後學校で以て捧讀するや否やと云ふ問題に付きましては、是は文部省と致しましては自由に任せて居ります、天降りの斯うしろとか、ああしろとか云ふ命令を此の場合にすべきではない、或は元旦の詔書を捧讀したいと云ふ向きがあれば、それでも宜しいし、又教育勅語を従來通り捧讀したいと云ふ向きがあれば、それでも宜しいし、又必ずしも何れかを捧讀しなければならないと云ふこともない、それぞれの學校の校長の見識に任して宜いと云ふ風に考へて居る次第であります(拍手)

90-衆-帝国憲法改正案…-16号(回) 昭和21年07月18日

○左藤委員

一々力強い御意見を御示し載きまして安心致しました尚ほ教育勅語に付ては過日此の委員會で御聲明がございましたが、御眞影を文部省の命令で奉還致した儘で後の指示がございませぬ、之を今後教育の方面でどう云ふ風に御考へになりますか、それと共に是は學校だけでなく全国的な問題であります、祝祭日の中には相當神道的な、或は軍國主義的な又科學的な歴史から見て、二千六百年とか云ふことも考慮すべき餘地があると思ひますが、祝祭日に付ては今後どう云ふ御方針でありますか、御伺ひしたいと思ひます

○金森國務大臣

日本の只今置かれて居りまする立場は、總て新しき諸般の構想の下に理想として描いて居る國家を一日も早く建設することで、今御示しになりましたやうな問題も全部的に之を考へ直して然るべく正しき途に持つて行かなければならぬと思つて居ります

○田中國務大臣

御眞影に付きましては従來、是も教育勅語に付てと同様でございますが、陛下の御眞影に對する氣持が、今まで文部省或は日本國民全體が考へて來たものと違つたものにならなければならない譯であります、隨て陛下を神様として崇め奉ると云ふやうな態度ではなく、詰り我等の最も敬愛し奉る元首としての意味に於きまして御眞影に對するのが今後の行き方でなければならぬと存ずるのであります、隨て従來のやうな形で以て禮拜をする譯ではなくして、日常非常に親しみのある元首の御姿として御接し申上げると云ふやうな態度で參りたいと云ふ風に考へて居ります

出典: 帝国議会会議録検索システム

<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

検索条件: 「90 議会」「教育勅語」

上記検索条件によりて、「教育勅語」の言葉の存する議事録は、下の通りである。

001 90 貴族院

本会議

昭和 21 年 08 月 22 日

002 90 貴族院

本会議

昭和 21 年 08 月 26 日

003 90 貴族院

本会議

昭和 21 年 08 月 27 日

004 90 貴族院

本会議

昭和 21 年 10 月 05 日

005 90 貴族院

本会議

昭和 21 年 10 月 06 日

006 90 貴族院

帝国憲法改正案特別委員会

昭和 21 年 09 月 02 日

007 90 貴族院

帝国憲法改正案特別委員会

昭和 21 年 09 月 03 日

008 90 貴族院

帝国憲法改正案特別委員会

昭和 21 年 09 月 04 日

009 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 05 日

010 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 06 日

011 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 07 日

012 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 09 日

013 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 11 日

014 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 13 日

015 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 09 月 28 日

016 90 貴族院
帝国憲法改正案特別委員会
昭和 21 年 10 月 03 日

017 90 衆議院
本会議

昭和 21 年 06 月 27 日

018 90 衆議院

本会議

昭和 21 年 08 月 03 日

019 90 衆議院

本会議

昭和 21 年 08 月 15 日

020 90 衆議院

予算委員会

昭和 21 年 08 月 07 日

021 90 衆議院

予算委員会

昭和 21 年 08 月 09 日

022 90 衆議院

予算委員第二分科会(文部省及厚生省)

昭和 21 年 08 月 12 日

023 90 衆議院

自作農創設特別措置法案外一件委員会

昭和 21 年 09 月 20 日

024 90 衆議院

帝国憲法改正案委員会

昭和 21 年 07 月 03 日

025 90 衆議院

帝国憲法改正案委員会

昭和 21 年 07 月 09 日

026 90 衆議院

帝国憲法改正案委員会

昭和 21 年 07 月 11 日

027 90 衆議院
帝国憲法改正案委員会
昭和 21 年 07 月 15 日

028 90 衆議院
帝国憲法改正案委員会
昭和 21 年 07 月 16 日

029 90 衆議院
帝国憲法改正案委員会
昭和 21 年 07 月 17 日

030 90 衆議院
帝国憲法改正案委員会
昭和 21 年 07 月 18 日

031 90 衆議院
帝国憲法改正案委員会
昭和 21 年 07 月 22 日

032 90 衆議院
帝国憲法改正案委員小委員会
昭和 21 年 07 月 29 日

033 90 衆議院
帝国憲法改正案委員小委員会
昭和 21 年 07 月 30 日

田中耕太郎

1890 年(明治 23 年)10 月 25 日 - 1974 年(昭和 49 年)3 月 1 日)

第一次吉田内閣文部大臣

第 65 代 文部大臣昭和 21 年 5 月 22 日～昭和 22 年 1 月 31 日